

いい顔、ありがとう

●この広報紙にあなたが
写っていましたら、総務課
企画係(☎24-111)内線
2022へご連絡ください。
写真をさしあげます。



▲寒割り天気予報の読み方を
話す、阿部さん

「〇月〇日、今日は朝から風もなく……」と、克明に記されている。ご希望の方には、実費(コピー代として)でお分けするそうであるので、ご連絡いただきたいとのこと。ちなみに気になる三月の天気は、寒割り予想によると「大きな風(強風)が吹くので、十分用心を」となっている。

寒割りによる天気予報は、一日二十四時間を二時間単位に区切り、その二時間の天候で、一日分の天気概況を表すものだ……。一日で合計十二日分の予報ができるので、一か月分は、ご紹介します。

寒割り天気予報官 阿部利作さん(油島・75歳)

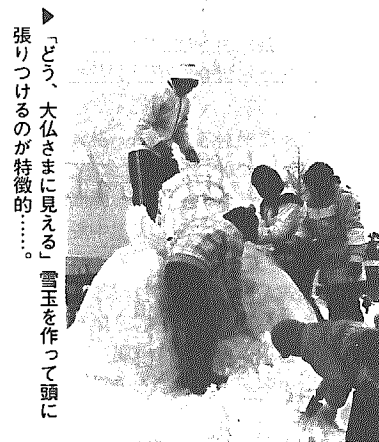
約二日半の天気の流れで表示できるわけだ。「よく真夏に雪が降る」とあるのは、おかしいんじゃないか、と言われる。これは、おかしいんじゃないかと読み方の違いだ。寒中に予報表を作るので、真夏の場合は逆に読み、かんかに晴れる、という意味じゃよ」と読み方を説明してくれる。五月〜六月に雪が降るとあるのも、雨と解釈してほしいとのこと。「寒割りによる天気予報」これを作るのはほんとうに真剣勝負だ。一日中、空ばかり見ているよ」とその顔には、この道六十年の年輪がうかがえる。阿部さんの寒割り予想は、B5判の野紙にひと月分ずつが「〇月〇日、今日は朝から風もなく……」と、克明に記されている。ご希望の方には、実費(コピー代として)でお分けするそうであるので、ご連絡いただきたいとのこと。ちなみに気になる三月の天気は、寒割り予想によると「大きな風(強風)が吹くので、十分用心を」となっている。

雪をロマンの素材に……

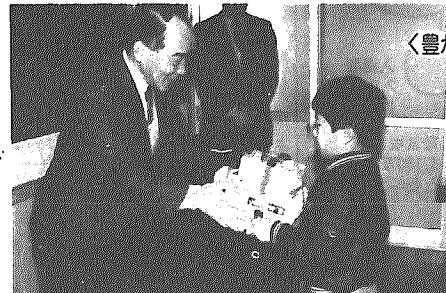
和納小学校では、今年初めての企画として先月8日、「雪の祭典——雪像づくり」に全児童がチャレンジ。会場のグラウンドいっぱいに各クラスが思い思いの雪像をつくり、豊かな表情をした「大仏さん」や今年の干支の「うし」など、力作がいっぱい。平年であれば2月は雪が一番多いときなのに今年は……。30センチ足らずの雪で、よくこれだけの作品が……と審査にあたった先生や見物に訪れた人たちはびっくりしていました。



▲クラスみんなで参加——今年の干支「うし」を作ったのは5年竹組のみんな——どう、この堂々とした姿は……。



▶「どう、大仏さまに見える」雪玉を作って頭に張りつけるのが特徴的……。



〈豊かな心を育てる〉

お年玉文庫のプレゼント
間瀬小へ篤志家が
ありがとうございます

のびのびと健やかに育ってほしい——こんな願いを込めて、今年も間瀬小学校の卒業生である田中久三郎さん(新潟市・71歳)、徳田一郎さん(長岡市・59歳)、阿部和彦さん(新潟市・37歳)から全児童に「お年玉

文庫、のプレゼントがありました。これはもう十数年も続いているもので、お年玉として寄付されたお金で児童らが好きな本を選んで購入。先月4日、その贈呈式が行われました。

贈与税の軽減額の早見表

贈与した財産の種類	課税の総額	改正後の総額	軽減額	軽減割合(%)
200万円	24万円	0万円	24万円	100.0
300万円	56万円	0万円	56万円	100.0
400万円	94万円	10万円	84万円	89.4
500万円	136万円	20万円	116万円	85.3
600万円	181万円	40万円	141万円	77.9
700万円	230.5万円	72万円	158.5万円	68.8
800万円	280.5万円	110万円	170.5万円	60.8
900万円	332.5万円	152万円	180.5万円	54.3
1,000万円	387.5万円	197万円	190.5万円	49.2

詳しくは巻末務署(☎24-3355)へ。

で、土地や建物は対象となりませんからご注意ください。
対象となる住宅は、床面積(マンションの場合は専有面積)が四十〜百六十五平方メートルで、贈与を受けた年の翌年三月十五日までに本人がそこに入居する住宅です。
次に、税金の軽減額ですが、納める税金がゼロとなるのは、贈与を受けた住宅取得資金が三百万円以下の場合です。また、贈与額が三百万円を超えても、税金は今までに比べて大幅に軽減されています。(別表参照)
「住宅資金贈与制度」は、二年間の期限付きでつくられた時限制度です。このため昭和五十九年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に受けた住宅取得資金の贈与に限り、適用されることとなります。なお、この制度を利用される場合は、贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までに、税務署に申告しなければなりません。

ご利用しませんか

住宅資金贈与制度



ご存じですか、「住宅資金贈与制度」。聞き慣れない、そしてちょっと難しいような呼び名ですが、マイホーム資金を両親などから援助してもらいたいと考えている人には耳よりな制度です。

マイホームを手に入れたが自己資金だけではとても無理……。こんな話が、若いサラリーマン夫婦などからよく聞かれます。不足分の調達方法として多いのは両親などから援助してもらうというものです。昭和五十九年度の税制改正で創設された「住宅資金贈与制度」は、そのような場合に、親または祖父母が、子や孫へ贈与する住宅取得資金について、贈与税を大幅に軽減する制度です。

この制度の対象となるのは、親や祖父母から、住宅取得のための資金の贈与を受けて住宅を新築または取得する人で、贈与を受けた日前五年以上以内に、本人または配偶者の所有する住宅に住んでいなかった人。さらに、贈与を受けた年の年間合計所得金額(給与所得の場合は、給与所得控除分だけ差し引いた残り)が五百万円以下の人です。また、この制度でいう「贈与」は、あくまで住宅の新築または取得を目的とする金銭